

【夫婦共働きで子供(被扶養者)がいる組合員の皆様へ】

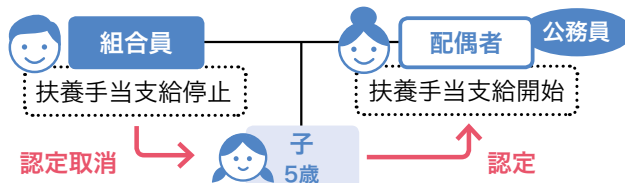
配偶者の方との 収入比較をお願いします

配偶者の方と収入が
逆転していないか
確認してください!

組合員とその配偶者が共に働いていて、子供を扶養している場合、双方の年間収入を比較して、**収入の多い者の被扶養者とする**ことになっています。

扶養替えの手続が遅れますと、遡って扶養の認定が取消しになることがありますのでご注意ください。その場合、かかった医療費を返還していただくことが必要になります。

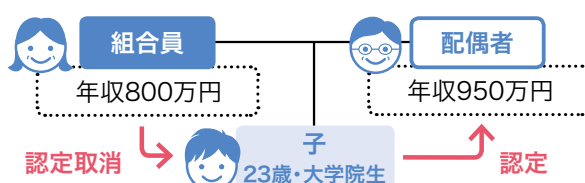
例1 扶養手当の支給が行われる場合



扶養手当の支給が行われる場合（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等）は、その支給を受けている者の被扶養者として認定します。

扶養手当の支給が配偶者に切り替わった場合は、**共済組合の扶養についても速やかに変更の手続を行ってください。**

例2 扶養手当の支給が行われない場合



扶養手当の支給が行われない場合（23歳以上の子等）は、組合員の方が収入が多いか夫婦双方の年間収入が同程度（収入の差額が1割以内）であるか、夫婦とも組合員であるときに、認定を受けることができます。

配偶者との収入の差が1割以上生じている場合、速やかに**収入の多い配偶者の被扶養者に扶養替えをしてください。**

※ 配偶者が自営業の場合は、必要経費の取扱いが所得税法上と共済組合とは異なります。

問合せ先

給付貸付課資格係

03-5320-6826